

平成27年6月22日

国立大学法人広島大学  
学長 越智光夫 殿

### 平成26年度 監事監査報告書

国立大学法人広島大学

監事 生和秀敏  
監事 高橋超

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の国立大学法人広島大学の業務について監査を実施しました。その結果について以下の通り報告します。

#### 1、監査方法の概要

監事は、広島大学監事監査規則及び平成26年度広島大学監事監査計画書に従い、役員会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、役員等からの業務運営状況の聴取、ならびに、法人本部および各部局等における業務・財産状況等の調査を実施しました。

さらに、会計監査人から会計監査結果の報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）および附属明細書）ならびに、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

#### 2、監査の結果

会計監査、業務監査、重点事項監査結果は、以下の通りですが、いずれも重

##### （1）会計監査結果

- 1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く）は、法人の財政状況および運営状況等を適正に表示していると認めます。
- 2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合していると認めます。
- 3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認めます。

- 4) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- 5) 会計監査人である有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び監査結果は相当であると認めます。

## (2) 業務監査結果

- 1) 役員の職務執行に関し、不正の行為または法令もしくは規則に違反する重大な事実は認められません。
- 2) 業務の集中化・効率化に向けた着実な努力が認められます。
- 3) 人件費ポイント制や目標管理型自己評価システムの導入など人事管理办法に工夫が認められます。
- 4) 法令の遵守のみならず社会的責任を念頭においていた規程の整備は適切であると認めます。
- 5) 資産の保全と有効活用に関しては、定期的な検証が行なわれ適切に管理されていると認めます。

## (3) 重要事項監査（ガバナンス体制について）

- 1) 学長を頂点としたガバナンス体制は、規程整備も含め、ほぼ整備されていると認めます。
- 2) 目標・計画の立案、計画に基づく実行、実行結果の評価、評価に基づく改革・改善といった PDCA サイクルの機能化は一定水準にあると認めます。
- 3) 研究不正防止等推進実施規程を定め、研究費の不正使用の防止等に関する規則と合わせ、研究不正の防止について、構成員に徹底する努力が払われていると認めます。
- 4) 効率的な業務執行を可能にするためには、理事等への分権化が必要と考えます。そのためには分掌内容の明示とともに、権限規程の明確化が求められます。

れます。

- 6) IT ガバナンスの実現のためには、情報システムにまつわるリスクを適切にコントロールするシステム管理基準を定め、定期的に監査を行う必要があります。

以上